# ヒバクと健康 LETTER 通巻 30 2020-5-2

## 2020 年 5 月 20 日特別号外

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト http://hibakutokenkou.net/

私たちは、大飯原発再稼働の差止判決を下した(2014.5.21)元福井地裁民事2部裁判長・樋口英明氏の講演をこの6月に聞く予定でした。「コロナ自粛」で中止となりましたが、この度の「検察法」問題についてご意見をお伺いし、樋口氏から特別寄稿が寄せられました。

# 元福井地裁裁判長 樋口英明氏が特別寄稿 「検察官の定年延長について」



### 振替用紙は「LETER」ご購読に年1回、ご寄付にはご随意にお使いください

◆「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください◆
一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト代表 田代真人 masa03to@gmail.com
〒325-0302 栃木県那須町高久丙 407-997**2**0287-76-3601

<資料> 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:令和2年1月31日(金) 8:21~8:35

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:安倍晋三内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣(副総理,財務大臣,内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(総務大臣, 内閣府特命担当大臣)

森 まさこ 国務大臣 (法務大臣)

茂 木 敏 充 国務大臣(外務大臣)

萩生田 光 一 国務大臣(文部科学大臣)

加藤 勝信 国務大臣(厚生労働大臣)

江 藤 拓 国務大臣(農林水産大臣)

梶 山 弘 志 国務大臣(経済産業大臣,内閣府特命担当大臣)

赤 羽 一 嘉 国務大臣(国土交通大臣)

小 泉 進次郎 国務大臣 (環境大臣, 内閣府特命担当大臣)

河 野 太 郎 国務大臣(防衛大臣)

菅 義 偉 国務大臣(内閣官房長官)

田 中 和 德 国務大臣(復興大臣)

武 田 良 太 国務大臣(国家公安委員会委員長, 内閣府特命担当大臣)

衛 藤 晟 一 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

竹 本 · 一 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

西 村 康 稔 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

北村 誠吾 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

橋 本 聖 子 国務大臣(東京オリンピック・パラリンピック担当大臣,内閣府特命担当大臣)

陪席者:西村明宏内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近藤正春内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

- ○国会提出案件 31件
- ○公布(法律) 3件
- ○法律案 2件
- ○政令 3件
- ○人事 4件
- ○配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容: ○菅国務大臣:ただ今から、閣議を開催いたします。 一略一

○西村内閣官房副長官:一略一、次に、人事案件について、申し上げます。まず、東京高等検察庁検事長黒川 弘務 の勤務延長について、御決定をお願いいたします。本件は、同検事長を管内で遂行 している重大かつ複雑 困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務 員法の規定に基づき、6か月勤務延長するものでございます。 一後略一

○菅国務大臣:これをもちまして、閣議を終了いたします。

## 検察官の定年延長について

#### 樋口 英明

#### 1 はじめに

新型コロナウイルスの騒動の中で最近まで大きく報道されることはなかったが、検察官の定 年延長を巡って二つの注目すべきことがあった。

(1) 内閣が閣議決定によって検察庁法の規定に反して東京高等検察庁のトップである黒川氏の定年を延長したこと、(2) 検察庁法を改正して内閣が幹部検察官の定年延長の可否を決めることができるように法改正をしようとしていることである。(1)と(2)は関連しつつ、それぞれ異なる問題点を含んでいる。

私は、2017年に退官するまで裁判官として35年余勤務してきたことから、ことの重大 さ、深刻さを痛切に感じている。

#### 2 黒川氏の定年延長について

#### 概要

検察官の定年は検察庁全体のトップである検事総長を除き63歳と定められている(検察庁法22条)。現在の検事総長である稲田伸夫氏の後任は名古屋高等検察庁のトップである林氏と東京高等検察庁のトップの黒川氏が有力視されていたが、稲田氏が退任の意向を示すことがないまま黒川氏が本年2月8日に定年の63歳を迎えることになることから、林氏が稲田氏の後任となることが確実視されていた。ところが、本年1月31日、閣議決定をもって黒川氏の半年間の定年延長が決定されたことから黒川氏が検事総長の後任の第一候補に躍り出た。これがあらましである。政権に近い黒川氏を稲田氏の後任の検事総長に据えるために内閣が黒川氏の定年を延長したのではないかとの推測がなされている。

#### 検察官とは

検察官は、その身分は一般職の国家公務員であるが、警察を指揮しながらあるいは自ら犯罪を捜査し、その被疑者を起訴するかどうかの決定権を独占し(公訴権の独占)、起訴後の裁判において有罪を立証すべく法廷に立つ。その権限は極めて広汎かつ強力であり、時の総理大臣をも逮捕できる権限を有する。

検察官は、裁判官、弁護士と同様に司法試験合格後、司法修習過程を終了して初めてその職に就くことができる。裁判官、検察官、弁護士は法曹三者と呼ばれ、検察官は裁判官と同様に司法官でもある。検察官は行政官でありながら司法官でもあるという二面性を持った特異な存在である。

一般職の国家公務員には一定の要件のもとに定年延長が認められているが(国家公務員法8 1条の3)、検察官は特別法である検察庁法の規定に従い、定年に達すれば例外なく退官して いた。その趣旨は、検察官は行政官であるとともに司法官でもあることから、時の政権からの 独立性を確保するためである。従来の政府見解も検察官には一般職の国家公務員の定年延長の 規定は適用されないとしてきた。この解釈は法律の規定から明らかであるし、40年前の私の 司法修習時代においても裁判官は65歳、検察官は63歳で、他の公務員と異なり3月の年度 末を待つことなく誕生日で退職し、定年が延長されることもないというのが常識であった。

#### 法の支配と民主主義

安倍総理はG7等の外交の場において、「法の支配と民主主義を共通の理念とする諸国家」という言葉を頻発している。民主主義国家とは言えない中国を念頭に置いての発言だと思われる。確かに、法の支配と民主主義は近代国家の共通の理念である。

法の支配とは政治家や公務員はその職務を行うに当たって、国会の制定した法に従わなければならず、その法は国民の意思を反映した民主的で正当性を有するものでなければならないということである。この法の支配と民主主義のより深い意味については末尾に引用したアメリカ合衆国国務省の出版文書中の文章を熟読されたい。法の支配の本質が簡潔に表現されている。

#### 黒川氏の定年延長は法の支配を破るもの

安倍総理の発言のとおり、法の支配と民主主義は近代国家の根本理念である。法の支配は政治家、公務員が法を遵守することを当然の前提としている。「法を破った政治家、公務員はいくらでもいるではないか」、「ロッキード事件のように総理大臣でも法を犯すではないか」、「法の解釈は様々ではないか」というような疑問が湧くかもしれない。しかし、法を破った政治家、公務員は隠れて法を犯したのであって、ロッキード事件における田中総理も正々堂々と法を犯したのではない。法の解釈が分かれる場合はあるが、検察庁法が定年の延長を許していないことは法的に明らかである。政治にまみれてしまっていない限り、これを否定する法律家はいないと思われる。

安倍総理はその職責を行うに当たり、法が明らかに命じるところに従わず、正々堂々と法を破った。彼は、私の知る限り正々堂々と法を破った我が国で初めての政治家である。近代国家において、政治家や公務員が法に従い法の支配を受けるということはあまりにも当たり前のことである。あまりにも当たり前すぎるが故に、法は政治家がその職務を行うに当たって正々堂々と法を破る場合を想定していない。だから、政治家が法を正々堂々と破ったことに対する制裁規定もない上に、国民がその違法性を裁判所に訴える方法も用意されていない。それ故に、安倍総理はこの違法な閣議決定の後もなんらの制裁を受けることなく総理大臣であり続けているのである。

#### 黒川氏の定年延長は立法権を侵害するもの

三権分立とは法の制定は国会に、行政は内閣総理大臣をトップとする行政組織に、司法は裁判所にそれぞれ分担させるという原理で、それぞれ互いの領分を侵害してはならず、特に司法は国会と行政から独立していなければならない。

今回の黒川氏の定年延長の閣議決定は、本来なら検察官の定年延長をするためにはそれを規定する新たな立法をしなければならないにもかかわらず、国会による立法なしで定年延長を認めてしまったものである。この閣議決定は行政組織による立法に等しく、行政権による立法権の侵害である。本来なら、国会が特に与党が憤慨すべき問題である。

#### 黒川氏の定年延長は司法権の独立を脅かすもの

検察官は裁判の一翼を担う司法官である。一部の検察官について定年の延長を認めるのは検察庁の独立を犯し、それと密接に関連する司法権の独立をも脅かすものである。

#### 3 検察庁法の改正について

#### 改正案の概要

本年4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と抱き合わせで、検察官の定年を63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が衆議院本会議で審議入りした。ここまではなんら問題はないが、その検察庁法改正案の中に、一定の幹部検察官については63歳の職務定年に達しても内閣が必要と認める一定の理由があれば、平検事に降格することなく幹部検察官の地位を継続できるという条文があり、それが問題となっているのである。

#### 改正案の持つ意味

問題となっている条文は、内閣の裁量で幹部検察官の定年延長を可能とするもので、前記の 違法な閣議決定を後追いで容認しようとするものである。すなわち、改正前には法が認めてい ない違法な閣議決定を経なければ検察官の定年は延長できなかったが、改正後は、少なくとも 形式的には適法に検察官の定年の延長をすることが可能となる。

#### 改正案の問題点

この改正案は本件閣議決定と異なり、法の支配に直接触れることはないし、行政権が立法権を侵害したともいえない。しかし、もしこの改正案が通れば、それこそ本当に正々堂々と、適法に検察官の人事に内閣が介入でき、検察庁の独立が侵害される。検察官が人事権まで政権側に握られれば、やがて、起訴・不起訴の決定など公訴権の行使にまで制約を受け、検察庁の独立は脅かされる。その結果、我が国の刑事裁判は少なくとも政治がらみの事件については正義を実現する場ではなくなり、司法に対する国民の信頼は失われることになる。そして、一旦制定された法律は政権が変わらない限り容易に変更されないのである。その意味では今回の改正案は本件閣議決定以上に深刻な影響を及ぼす問題といえる。したがって、問題となっている幹部検察官についての職務定年の延長に関する条文は削除するしかない。

#### 火事場泥棒との批判について

今回の検察庁法改正はコロナ禍の混乱に乗じて悪いことをしようとしているという意味で 火事場泥棒だと批判されている。

確かに、検察官の独立性を奪い政権が検察庁を自分の支配下に取り込もうとしている点で泥棒に似ている。しかし、火事場泥棒は自分で火をつけたわけではなく、偶発的な火事という混乱に乗じているにしかすぎない。ところが、安倍総理は自ら違法な閣議決定という火を放ち、更に混乱を拡大させたのであるから、その意味では火事場泥棒以上である。

#### 4 我々はどうすべきか

#### なぜこのような事態に至ったのか

昔から「権力者の権力欲は尽きることがない」と言われている。安倍総理は、裁判所との関

係においても、内閣は最高裁が推薦した法律家を最高裁判事に任命するという慣例を破った。「それは単なる慣例で法的には任命権は内閣にある」との理由からであろう。安倍総理は、慣例は破るが法律の規定までは破らないのではないかとの甘い期待があったのだがその期待は脆くも崩れ、彼は正々堂々と法律をも破ってしまったのである。

違法な閣議決定をしてまでも検察庁からの監視を受けることを拒み、検察庁をも自らの支配下に置こうとしているのは彼の比類のない権力欲のためと考えられる。それが元々の資質なのか長年権力の座についているうちに大きくなったものであるかは分からない。ただ、次の疑念も否定できない。先に述べたような検察官が行政官であると同時に司法官でもあるという微妙な立場、ただし、説明を受ければ高校生でも分かるような道理を理解する能力に欠けているのではないかということである。

#### 我々はどうすべきか

いずれにしても不幸なのは彼ではなく、彼を最高権力者とする我が国の国民である。我々は 検察庁法の改正法案の行く末を座視するのではなく、それぞれが自分のできることを考え、実 行するしかない。

我々は選挙を通じての意思表示だけが民主主義だと思いがちであり、そして民主主義は永続的なものだと思い込んでいる。しかし、法の支配や民主主義の歴史は極めて浅く、これらの基本理念はこれらの基本理念に無頓着な政権による閣議決定によってさえも容易に損なわれてしまうのである。このことに対して強い抗議の声を上げ続けることが民主主義であり、そうすることが法の支配や民主主義という基本理念を社会に定着させ永続させる唯一の方法といえるかもしれない。

#### 法の支配と民主主義

人類の歴史の大半において、支配者と法律は同義語であった。法律は、支配者の意志に過ぎなかったのである。そうした圧政からの決別の第一歩が、法の支配の概念だった。そこには、支配者でさえも法の下にあり、法的手段に基づいて支配すべきである、という概念も含まれていた。民主主義は、この法の支配を確立することによって、さらに前進した。何の問題もない社会や政治制度などは存在しないが、法の支配は、政治・社会・経済上の基本的な権利を保護する。そして、専制政治と無法状態以外にも道があることを気付かせてくれる。

法の支配とは、大統領であれ一般市民であれ、いかなる個人も法を超越した存在ではないことを意味する。民主主義政府は、法を通じて権限を行使し、自らも法律の制約を受ける。

法律は、人民の意志を反映すべきものであって、国王、独裁者、軍人、宗教指導者、あるい は勝手に政党を名乗る集団の気まぐれを反映したものであってはならない。

出典: Bureau of International Information Programs "Principles of Democracy" https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3086/